

書 き 方

- 1 この明細書は、確定申告において所得税法第93条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（この明細書において「復興財確法」といいます。）第13条の2に規定する分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける場合に使用します。

この場合には、所得税法施行規則（以下「所規」といいます。）第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るものを除きます。）を添付してください。

- 2 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

(1) 「1 特定口座の配当等（源泉徴収選択口座内配当等）及び未成年者口座の配当等に係る事項」欄

この欄は、金融商品取引業者等から交付を受けた租税特別措置法施行規則第18条の13の5第1項に規定する特定口座年間取引報告書（以下「特定口座年間取引報告書」といいます。）又は同規則第18条の15の11第1項に規定する未成年者口座年間取引報告書（以下「未成年者口座年間取引報告書」といいます。）を基礎として記載します。なお、特定口座年間取引報告書及び未成年者口座年間取引報告書は、申告書に添付する必要はありません。

(2) 「2 上記1以外の配当等に係る事項」欄

この欄は、所規第40条の10の2に掲げる分配時調整外国税相当額を証する書類（租税特別措置法第8条の5第1項第2号から第7号までに掲げる利子等又は配当等のみに係るもので、分配時調整外国税相当額控除の適用を受けるものに係るものを含みます。）を基礎として記載します。

(3) 「3 控除額等の計算」欄

イ 「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄には、申告分離課税の所得がある場合は、次の㉔から㉖の場合に応じて、それぞれ次により記載します。

㉔ 申告書第一表の「税金の計算」欄の32から40及び42の金額（以下「税額控除額等」といいます。）がない場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

㉕ 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の95の金額を超えない場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の87、88、89、90、92、91、93、94の順に差し引き、その残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額に相当する金額の合計額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額

㉖ 税額控除額等がある場合で、その税額控除額等が申告書第三表の「税金の計算」欄の95の金額を超える場合 「0」

ロ 「(8) 復興財確法第13条の2の規定による控除額」欄には、上記イ㉔から㉖の場合に応じて「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」を記載した場合は、それぞれ次により記載します。

(イ) 上記イ㉔の場合 申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額を差し引いた後の金額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ロ) 上記イ㉕の場合 税額控除額等を申告書第三表の「税金の計算」欄の87、88、89、90、92、91、93、94の順に差し引いた残額のうち申告書第三表の「税金の計算」欄の87、91、93、94の金額に相当する金額の合計額から申告書第一表の「税金の計算」欄の44の金額を差し引いた後の金額に2.1%を乗じて計算した金額と「(3) 分配時調整外国税相当額控除額」欄の金額から「(6) 所法第93条第1項の規定による控除額」欄の金額を控除した残額のうち、いずれか少ない方の金額

(ハ) 上記イ㉖の場合 「0」

(1) 所得税について

※ i の計算の結果、赤字の場合は「0」と記載します。

「(9) 分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額」() … ii

● 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「－」を付けてそのままの金額

i () + ii () - 申告書第一表の「税金の計算」欄の 50 の金額 ()
= () ←申告書第一表の「税金の計算」欄の「申告納税額」欄へ転記